

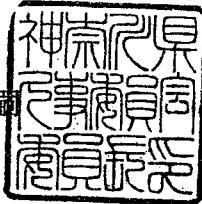
写

人委第 47 号  
令和2年6月17日

神奈川県議会議長 嶋村 ただし 殿

神奈川県人事委員会委員長

山倉 健嗣



条例案に対する意見について（回答）

令和2年6月11日付け神議第1190号により意見を求められました次の条例案については、異議ありません。

定県第57号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例のうち、（1）工に関する部分

（理由）

この条例案のうち、（1）工に関する部分は、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、（1）工に規定する職員の損害賠償責任の一部免責について、所要の定めを行おうとするものであり、適当と認められます。

問合せ先

総務課総務グループ

電話 045-651-3243